

令和3年度第2回

滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録講習会質疑回答

○質問1

- ・自身が耐震診断および補強案作成を行った住宅について、別の事業者が耐震改修設計・工事を行った後にその住宅の耐震性に問題が発生した場合や、倒壊した場合は、その責任を診断員が負うことはあるのでしょうか。

●回答1

滋賀県木造住宅耐震関連事業における「耐震診断」や「補強案作成」は、県内の市町が一般財団法人滋賀県建築住宅センターに業務委託を行い実施していることから、委託元の市町に対する同センターの責任範囲については、各々の委託契約によることとなります。

なお、建築主が耐震改修工事を行おうとする場合は、「補強案作成」とは別に「耐震改修工事の設計」を行う必要がありますので、「耐震改修工事の設計」を行っていない診断員が、工事後の耐震性に責任を負うことはないと考えられます。

○質問2

- ・耐震診断、補強案作成および耐震改修における施主請求額の基本（基準）を教えてください。

●回答2

滋賀県木造住宅耐震関連事業における「耐震診断」や「補強案作成」は、県内の市町が一般財団法人滋賀県建築住宅センターに業務委託を行い実施していることから、ご質問の「施主請求額」というものではありません。

なお、耐震診断や耐震改修工事を行おうとする場合に必要となる「耐震改修工事の設計」の業務に関する報酬基準については、平成27年国土交通省告示第670号に定められております。

※本回答における診断・補強案作成・設計・施工等の各業務は、滋賀県の補助を活用している場合の回答です。滋賀県の補助を活用しない個別の業務に対する見解ではありません。

※質問内容を分かりやすくするため、元の質問内容の意図を損なわない程度に加筆・修正しております。